

○多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月5日

条例第1号

改正 平成14年3月30日条例第15号

平成17年3月3日条例第1号

平成19年2月21日条例第1号

平成20年9月17日条例第22号

平成23年9月29日条例第16号

平成25年2月18日条例第14号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、多賀城市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、多賀城市議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付する事に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成14年条例15号・17年1号・20年22号・25年14号〕)

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議長に対して会派結成届を提出した会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）に対して交付する。

(一部改正〔平成17年条例1号・25年14号〕)

(会派に対する政務活動費)

第3条 会派に対する政務活動費は、毎年度、会派に対して、4月1日における当該会派の所属議員数に年額180,000円を乗じて得た額を4月に交付する。

2 年度の途中において議員の任期が満了する場合の会派に対する政務活動費は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する年額から議員の任期が満了する日（以下「任期満了日」という。）の属する月の翌月（当該任期満了日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数に15,000円を乗じて得た額を減じた額を4月に交付する。

3 年度の途中において議員の任期が満了する場合又は議会の解散により議員の任期が終了する場合で、議員の任期が開始する日（以下「任期開始日」という。）以後においても会派が存続するときの当該会派に対する政務活動費は、第1項の規定にかかわらず、当該

任期開始日の属する月の翌月（当該任期開始日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数に15,000円を乗じて得た額に、当該任期開始日における当該会派の所属議員数を乗じて得た額を当該任期開始日の属する月の翌月までに交付する。

- 4 年度の途中において新たに結成された会派に対する政務活動費は、前3項の規定にかかわらず、議長に対して会派結成届を提出した日（以下この項において「結成日」という。）の属する月の翌月（結成日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数に15,000円を乗じて得た額に、当該会派の結成日における所属議員数を乗じて得た額を当該結成日の属する月の翌月までに交付する。
- 5 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、当該異動が生じた日の属する月の翌月までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を上回るときは、当該会派は当該上回る額を市長に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により市長が追加して交付する政務活動費の額又は会派が返還しなければならない政務活動費の額は、毎月1日における当該会派の所属議員数にそれぞれ15,000円を乗じて得た額をもって、算定する。
- 7 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において、当該会派を解散したとき又は議会の解散により議員の任期が終了したときは、当該会派は、当該会派の解散の日（以下「解散日」という。）又は議会の解散により議員の任期が終了した日（以下「任期終了日」という。）の属する月の翌月（解散日又は任期終了日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数に15,000円を乗じて得た額に、当該会派の解散日又は任期終了日における所属議員数を乗じて得た額の政務活動費を返還しなければならない。

（一部改正〔平成17年条例1号・19年1号・23年16号・25年14号〕）

（無会派議員に対する政務活動費）

第4条 無会派議員に対する政務活動費は、毎年度、4月1日に在職している無会派議員に対して、年額180,000円を4月に交付する。

- 2 年度の途中において議員の任期が満了する場合の無会派議員に対する政務活動費は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する年額から任期満了日の属する月の翌月（当該任期満了日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数に15,000円を乗じて得た額を減じた額を4月に交付する。
- 3 年度の途中において議員の任期が満了する場合又は議会の解散により議員の任期が終

了する場合で、任期開始日において無党派議員であるときの当該議員に対する政務活動費は、第1項の規定にかかわらず、当該任期開始日の属する月の翌月（当該任期開始日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数に15,000円を乗じて得た額を当該任期開始日の属する月の翌月までに交付する。

4 年度の途中において新たに無党派議員となった者に対する政務活動費は、前3項の規定にかかわらず、無党派議員となった日の属する月の翌月（無党派議員となった日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数に15,000円を乗じて得た額を当該無党派議員となった日の属する月の翌月までに交付する。

5 政務活動費の交付を受けた無党派議員が、議員でなくなったとき、又は政務活動費の交付を受けている会派に所属することとなったときは、当該無党派議員は、当該議員でなくなった日又は当該会派に所属することとなった日（以下「失職日等」という。）の属する月の翌月（失職日等が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数に15,000円を乗じて得た額の政務活動費を返還しなければならない。

（全部改正〔平成17年条例1号〕、一部改正〔平成19年条例1号・23年16号・25年14号〕）

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（全部改正〔平成25年条例14号〕）

（収支報告書等の提出等）

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び無党派議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに実績報告書（以下「収支報告書等」という。）を作成し、領収書等の証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない。

2 収支報告書等は、その年度に交付を受けた政務活動費について、翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた無党派議員が議員でなくなったとき、若しくは政務活動費の交付を受けている会派に所属することとなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者又は無党派議員であった者は、その解散日又は失職日等から30日以内に収支報告書等を提出するとともに、第3条第7項又は第4条第5項に規定する政務活動費の返還を行わなければならない。

（一部改正〔平成17年条例1号・23年16号・25年14号〕）

(収支報告書等の写しの送付)

第7条 議長は、前条の規定により収支報告書等が提出されたときは、速やかにその写しを市長に送付しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例1号〕)

(政務活動費の残余の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派及び無会派議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を翌年度の4月30日までに返還しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例1号・25年14号〕)

(収支報告書等の保存)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例1号〕)

(透明性の確保)

第10条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(追加〔平成25年条例14号〕)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成17年条例1号・25年14号〕)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月30日条例第15号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月3日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月21日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成19年度以後の年度分の政務調査費について適用し、平成18年度分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月17日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月29日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年9月11日から適用する。

附 則（平成25年2月18日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（政務活動費に関する経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に第2条の規定による改正前の多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

（追加〔平成25年条例14号〕）

項目	内容
研修費	会派又は無会派議員（以下「会派等」という。）が研究会、研修会等を開催するために要する経費及び他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査研究費	会派等の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
要請・陳情活動費	会派等が要請・陳情活動を行うために必要な経費

資料費	会派等の行う調査研究活動のために必要な資料の購入及び作成に要する経費
広報広聴費	会派等の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、周知するための広報活動に要する経費並びに住民からの市政に関する政策等に係る要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派等の行う調査研究活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	会派等の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費